施策名【介護・高齢者福祉】

<u></u> 他束	, TH	か 護		<u> </u>	±11↓↓↓ 事務	4			猫				
章	節	施策		主要施策	事業コード	事業数	事務事業	管理 方法	助金	補助金等名称	課	係	備考
らしを育む 健康長寿		2.介護·高齢 者福祉	(1)	地域包括ケアシステ ムの構築	4221-1	1	地域包括支援センター運営事 業	簡易			高齢者福祉 課	高齢者支援 係	
のまちづくり					4221-2	2	臼田認知症にやさしい地域づく りネットワーク事業	簡易			臼田支所	高齢者児童 福祉係	
					4221-3	3	浅科認知症にやさしい地域づく りネットワーク事業	簡易			浅科支所	高齢者児童 福祉係	
			(0)		4221-4	4	望月認知症にやさしい地域づく りネットワーク事業	簡易			望月支所	高齢者児童 福祉係	
			(2)	高齢者支援サービス の推進	4222-1	5	在宅要介護者歯科保健推進 事業	通常			健康づくり推 進課	口腔歯科保 健係	
					4222-2	6	高齢者生きがい対策事業	通常	1	シニアクラブ活動費補助金	高齢者福祉課	高齢者事業 係	
									2	佐久市敬老会補助金	高齢者福祉課	高齢者事業 係	
									3	佐久シルバー人材センター運 営費補助金	高齢者福祉 課	高齢者事業 係	
					4222-3	7	高齢者生活支援事業	通常	4		高齢者福祉課	高齢者事業 係	
									5	馬坂·広川原地域介護支援 事業助成金	高齢者福祉課	高齢者事業 係	
					4222-4	8	家族介護支援事業	簡易	6		課	係	
									7	認知症カフェ(オレンジカフェ)設立事業補助金	高齢者福祉課	高齢者支援 係	
					4222-5	9	一般介護予防事業	簡易			高齢者福祉課	高齢者支援 係	
					4222-6	10	介護予防・生活支援サービス 事業	簡易	8	通所型サービス事業補助金	高齢者福祉課	高齢者支援 係	
									9	訪問型サービス事業補助金	高齢者福祉課	高齢者支援 係	
					4222-7	11	臼田高齢者生きがい対策事 業	通常			臼田支所	高齢者児童 福祉係	
					4222-8	12	臼田高齢者生活支援事業	通常			臼田支所	高齢者児童 福祉係	
					4222-9	13	臼田一般介護予防事業	簡易			臼田支所	高齢者児童 福祉係	
					4222-10	14	浅科高齢者生きがい対策事 業	通常			浅科支所	高齢者児童 福祉係	
					4222-11	15	浅科高齢者生活支援事業	通常			浅科支所	高齢者児童 福祉係	
					4222-12	16	浅科一般介護予防事業	簡易			浅科支所	高齢者児童 福祉係	
					4222-13	17	望月高齢者生きがい対策事業	通常			望月支所	高齢者児童 福祉係	
					4222-14	18	望月高齢者生活支援事業	通常			望月支所	高齢者児童 福祉係	
					4222-15	19	望月一般介護予防事業	簡易			望月支所	高齢者児童 福祉係	
					4222-16	20	老人福祉施設管理運営事業	通常		小規模ケア施設整備補助金	課	高齢者事業 係	
									11	金	課	高齢者事業 係	
									12	事業補助金		係	
									13	地域介護·福祉空間整備事 業補助金	課	高齢者事業 係	
					4222-17	21	老人福祉施設措置事業	簡易	٠		高齢者福祉課	高齢者事業 係	

1 基本情報

補助金等名称	シニアクラブ活動費補助金								
事務事業名称	高齢者:	生きがい対策	事業	事務事業コード	4222-2				
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課	高齢者事業	係			

2 補助金等の概要(Plan)

	<u>. च्र प</u>	7帆女(Piari)	女(Fidil)								
区分		国県等連携補助	助金(上乗せあり)	種別	団体	育成運営	補具	功金			
根拠法令等	名称	佐久ī	市シニアクラブ等補	助金交付要	 綱	法令種類	種別 要綱				
始期		平成 17 年度	(経過年数 19 年)	終期設定	(有•無)	終期	令和	年度			
目的		・単位老人クラブ活・佐久市老人クラブ	5動並びに老人クラブ ブ連合会の育成	連合会活動σ)育成						
制度概要(補対象経費、初象経費、補率、上限額等	輔助	講師謝金、需用費 国・県では、30人ま	老人クラブの活動に要する経費で、次に掲げる経費 講師謝金、需用費、図書購入費、器材器具購入費、会場借上料等 国・県では、30人未満のクラブについては補助対象とならないが、市では30人未満でも、上乗+ 分として補助対象としている。								
/ I + I +	,	□ 特定団体(市が	事務局となっているもの))	寺定団体(市が事	務局となって	ていた	ないもの)			
交付対象者	ī.	☑ 不特定団体		人图							
団体		名称(個人は除く) 荒宿長寿会 外39団体									
	設定	の考え方	- 目標値 -								
指標設定	扣你	が数値でない場合 価方法	仕活動」、「地域見守	老人クラブの活動の、高齢者地域福祉推進事業として「友愛訪問活動」、「奉 仕活動」、「地域見守り」、「教養講座」、「スポーツ活動」等が挙げられ、全て のクラブが年1回以上、高齢者地域福祉推進事業を実施することとする。							

3 補助金等の実績(Do)

<u> </u>	サリスト派(ロロ)													
年度			令和	4	年度		令和	5	年度	Ę	令和	6	年度	Ę
交付件数	交付件数				45 件	-			40	件				
決算額(決算額(予算額)			,801,	,900 円		1	1,683	,600	円	1	,787	,000	円
財源内訳	特定財源(国・県等	支出金)	1	,069,	,000 円		1	1,001	,000	円	1	,001	,000	円
刘冰内武	一般財源	Į.		732,900 円				682	,600	円		786	,000	円
	目標値	(単位)		-				-						
	実績値	(単位)		-				-						
指標	達成率			-				-						
	指標が非数値の場合の 達成度、または上記以 外に特筆すべき成果が あれば記入する		全クラブが 推進事業を できた。	高齢者 4年1回	皆地域福祉 可以上実施	Ē 推i	クラブが 進事業を きた。	高齢; 5年1回	当地域:	福祉実施	全クラブが 推進事業を する。	高齢和 4年1回	当地域 到以上:	福祉 実施

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	0		・交付件数はやや減少が見られるが、行政目的を達成するための手 段として概ね達成できている。
6十1四7期 	有効性	0	AP1-7-C	・高齢者地域福祉推進事業について全てのクラブで実施できている ことから、高齢者福祉に寄与しており、一定の効果が認められる。

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・高齢者地域福祉推進事業を推進するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続するが、自主財源の確保や効率的な行われるよう、適宜、指導・助言を行う。 ・よりよい成果が得られるよう制度のあり方について見直しを行う。

番号	項目	確認欄
1	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	0
2	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	0
3	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	0
4	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	0
5	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
6	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	×
7	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	×
8	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	_
9	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	_
10	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	0
11)	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、 事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれて いないか。	0
12)	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	0

※確認欄 〇:適合、×:不適合、-:該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

- ⑤高齢者地域福祉事業の推進を図るため、市内のシニアクラブへ継続して補助金を交付しており、今後は終期の期限の設定を検討するとともに、必要に応じて効果検証や見直しを行う。
- ⑥新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行したが、感染リスク等を勘案する中で、従前どおりの事業実施とはしていない団体があることによるものと考察するが、時間の経過とともに従来の活動に戻ると思われることから、状況の推移を見ることととする。
- ⑦国県では、30人未満のクラブは対象とならないが、30人未満であっても、高齢者地域福祉推進事業を実施していることには変わらず、団体育成をする上でも市では補助金を交付している。

1 基本情報

補助金等名称	佐久市敬老会補助金									
事務事業名称	高齢者	生きがい対策	事務事業コード	4222-2						
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課	高齢者事業	係				

2 補助金等の概要(Plan)

	. 1 7 V	"姚安(i lall/									
区分		市単独補助金(放	施策推進型補助金)	種別	事業費補助金	金(イベン	ト開	催等補助金)			
根拠法令等	名称	佐久ī	市シニアクラブ等補	助金交付要約	細	法令種	別	要綱			
始期		平成 17 年度	平成 17 年度(経過年数 19 年) 終期設定 (有・無) 終期 令和 年度								
目的			年にわたり社会の発展に貢献してきた高齢者を敬愛し、その労苦に報いるために、高齢者のきがいを促進する目的で敬老の日の前後に開催される敬老会開催費用の一部を支援する。								
制度概要(補対象経費、補率、上限額等	助	助 地区敏老芸用催建呂の一部を補助するにめ、一人600円(〒300円、社協300円)× /0歳以上 ****の全額もは中にている。									
		□ 特定団体(市が	事務局となっているもの))	持定団体(市が事	務局となっ	てい	ないもの)			
交付対象者 団体	Í.	□ 不特定団体			人						
四本		名称(個人は除く) 長土呂区 外162区									
16 (m = n = 4	設定	の考え方	敬老会への参加者数を目標値として設定する。 目標値 22,580人								
指標設定		が数値でない場合 価方法			-						

3 補助金等の実績(Do)

年度	() () () () () () () () () () () () () (令和	4	年度	Ę	令和	5	年度	Ŧ	令和	6	年度	Ŧ
交付件数			164 件			163 件								
決算額(予算額)		6,768,075 円			6	6,788,424 円			7,871,000			円		
財源内訳	特定財源(国・県等	支出金)	0 円				0 円			0 円				
以加尔内司	一般財源	Ī	6	6,768,075		円	6	6,788,424 円		7,871,000		000	円	
	目標値	(単位)		21	,990	人		22,340		人		22,	580	人
	実績値	(単位)		22	,618	人		22	,681	人				
指標	達成率			1	02.9	%		1	01.5	%				
	指標が非数値の場合の 達成度、または上記以 外に特筆すべき成果が あれば記入する			-				-				-		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	0	左記の理由、	・参加人数は増加しており、市民ニーズを適切に捉えられており、行政目的も達成されている。				
aT 川 (1)東)	有効性	0	課題等	・達成率は増加しており、高齢者の生きがいに寄与していることから、一定の効果が認められる。				

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・各地区で開催する敬老会に対する財政支援を通じて、高齢者の生きがい対策に資することができており、当面は現状のままの金額および補助の形態を維持する。 ・19市を調査すると、350円以上の自治体が多く、補助している自治体としては低い金額となっており、今後、金額の妥当性について検討が必要である。 ・よりよい成果が得られるよう制度のあり方について見直しを行う。

番号	項目	確認欄							
1	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	0							
2	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	0							
3	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	0							
4	助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。								
(5)	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×							
6	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	1							
7	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	_							
8	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以 下となっているか。	_							
9	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を 限度額としているか。	_							
10	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	0							
11)	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、 事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれて いないか。	0							
12	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	0							

※確認欄 〇:適合、×:不適合、-:該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤高齢化が進む中で、高齢者の生きがい対策に資する効果があると考えられるため、事業を継続していく必要があるが、今後は終期の期限の設定を検討するとともに、効果検証や見直しを行う。

1 基本情報

補助金等名称	佐久シルバー人材センター運営補助金									
事務事業名称	高齢者5	上きがい対策	事務事業コード	4222-2						
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課	高齢者事業	係				

2 補助金等の概要(Plan)

	Z 開助並守の似安(Fiail)								
区分		市単独補助金(放	施策推進型補助金)	団体育成運営補助金					
根拠法令等	名称	佐久市シルバ	一人材センター運営	営事業補助金	交付要綱	法令種	別	要綱	
始期		平成 17 年度	(経過年数 19 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和	9 年月	
定年退職後等の高年齢者の多様な就業のニーズに応じ、地域社会の日常生 目的 会等を確保・提供し、併せて高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進に ことを目的とする。									
制度概要(補対象経費、補率、上限額等	亅		会確保事業費等補助 国の補助金額と同額を		人材センター事	業)に定る	める経	費	
		□ 特定団体(市が	事務局となっているも <i>の</i>))	定団体(市が事	務局となっ	ていな	いもの)	
交付対象者	í.	□ 不特定団体	□ 個人						
団体		名称(個人は除く)	佐久シルバー人材	E久シルバー人材センター					
指標設定	設定	の考え方	高齢者の雇用機会を確保するため、会員数を目 標値として設定する。			目標信	直	1,160人	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		が数値でない場合 価方法			_				

3 補助金等の実績(Do)

年度	1) 07 JC432(D 0)		令和 4	年度	令和	5 年度	Ŧ	令和	6	年度	Ē			
交付件数	交付件数			交付件数			1 件			1 件				_
決算額(決算額(予算額)			084 円	11,418,969 円			11	,434,0	000	円			
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)			0 円	0 円			0 F			円			
只加水 [2] 司人	一般財源	Į.	11,404,0	084 円	11,418,969 円		11,434,000		囝					
	目標値	(単位)	1,2	290 人		1,200 人			1,1	60	人			
	実績値	(単位)	1,	118 人		1,200	人							
指標 指標	達成率		8	86.7 %		100.0	%							
	指標が非数値の場合の 達成度、または上記以 外に特筆すべき成果が あれば記入する		-			-			-					

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	0	左記の理由	近年は会員数が減少傾向であったが、久しぶりに増加した。 国は、人生100年時代に対応するため、中高年の就労を促進 することを提唱しているため、行政日的達成のための手段とし
市 川川 作	有効性	0	1課指 🛎	て妥当性がある。当団体は、働く意欲ある高齢者に就業機会 を確保することに寄与しており、一定の効果が認められる。

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・市単独補助金ではあるが、構成町(佐久穂町、小海町)も佐久シルバー人材センターへ均等割、人口割を補助しているため終期は設けず、自主財源の確保や効率的な運営が行われるよう、適宜、指導、助言を行う。

佐久市社	補助金等交付基準適合チェックシート								
番号	項目	確認欄							
1	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	0							
2	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	0							
3	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	0							
4	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	0							
5	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	0							
6	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	0							
7	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。 -								
8	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以 下となっているか。								
9	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	0							
10	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	0							
11)	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、 事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれて いないか。	_							
12	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	0							
※確認欄	≬ ○:適合、 × : 不適合、 - : 該当なし								
【不適合。	となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】								

9	限度額としているか。	0							
10	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	0							
11)	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、 事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれて いないか。	-							
12	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	0							
※確認机	※確認欄 〇:適合、×:不適合、-:該当なし								
【不適合	となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】								

1 基本情報

補助金等名称	高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金									
事務事業名称	高齢:	業	事務事業コード	4222-3						
所 管 福祉		部	高齢者福祉	課	高齢者事業	係				

2 補助金等の概要(Plan)

区分		国県等連携補助	功金(上乗せなし)	種別		-				
根拠法令等	名称	佐久市高齢者に	やさしい住宅改良の	金交付要綱	法令種	別	要綱			
始期		平成 17 年度	(経過年数 19 年)	終期設定	(有 無)	終期	令和	口 年度		
目的 高齢者の居住環境を整備し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することで、高齢者福祉の向上並びに家庭介護者の負担軽減を図る。								爰すること		
・65歳以上で要介護認定で要支援あるいは要介護の認定を受けた者、もしくは身体障がい者手制度概要(補助対象経費、補助対象経費の1割を除き、県1/2、市1/2ずつ。・補助対象経費の1割を除き、県1/2、市1/2ずつ。・補助対象経費は、対象者が常時使用する居室・浴室・便所・玄関等を改良に要する経費・補助対象経費の限度額は70万円						者手帳1~3級				
		□ 特定団体(市が	□ 特定団体(市が事務局となっているもの) □ 特定団体(市が事務局となっていないもの)							
交付対象者	i,	□ 不特定団体	☑ 個人							
団体		名称(個人は除く)	_							
指標設定	設定	の考え方	住宅改良を実施した件数を目標値とし設定する。			目標(直	2件		
刊标政处		が数値でない場合 価方法	_							

3 補助金等の実績(Do)

年度	年度			4	年度		令和	5	年度	Ŧ	令和	6	年度	Ŧ
交付件	交付件数				1 件	-			4	件				
決算額(予算額)			630,000 円				1,520,341 円			1,260,000 F			円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)			315,0	000 円		760,000 円		630,000		円			
只有 //宋 [7] 司人	一般財源	315,000 円				760,341 円			630,000			円		
	目標値 (単位)				2 件	:			2	件			2	件
	実績値	(単位)			1 件	:			4	件				
指標	達成率			5	i0.0 %			2	0.00	%				
	指標が非数値の場合の 達成度、または上記以 外に特筆すべき成果が あれば記入する			-				-				-		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	0		・交付世帯数はほぼ横ばいであるが、常にニーズがあるため、 行政目的を達成するための手段として妥当である。 ・高齢者の住宅での生活を支援することで、介護サービスの利
百十 (四 11米)	有効性	0	課題等	用が抑えられるとともに、家庭介護者等の負担軽減に寄与しており、一定の効果が認められる。

今後の方向性	現行どおり
	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。なお、本補助金は、国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて見直しを行うこととする。

番号	項目	確認欄
1)	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	0
2	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	0
3	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	0
4	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	0
(5)	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	_
6	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	_
7	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	0
8	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以 下となっているか。	_
9	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を 限度額としているか。	_
10	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	0
11)	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、 事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれて いないか。	_
12)	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	1
※確認机	りまます。 ○:適合、 × :不適合、 - :該当なし	
【不適合	となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】	

1 基本情報

補助金等名称	馬坂・広川原地域在宅介護支援に対する助成事業							
事務事業名称	高齢者	皆生活支援 事	事業	事務事業コード	4222-3			
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課	高齢者事業	係		

2 補助金等の概要(Plan)

	则业 寸O/帆安 (Fidil)									
区分		市単独補助金(放	施策推進型補助金)	種別	サービ	ごス格差是正補助金				
根拠法令等	名称	佐久市馬坂·広川	原地域在宅介護支援	法令種	別	要綱				
始期 平成 17 年度			(経過年数 19 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和	1 8	年度	
目的			馬坂・広川原地域の高齢者に住み慣れた地域において在宅での介護サービスを提供するため、地域を訪問して介護サービスを行おうとする事業者に対し助成を行うもの。							
制度概要(補対象経費、補本、上限額等	助									
		□ 特定団体(市が	事務局となっているもの		宇定団体(市が事	務局となっ	ていた	ないもの))	
交付対象者	ī.	☑ 不特定団体								
団体		名称(個人は除く)	介護サービス事業	所						
指標設定	設定	の考え方		-		目標個	直	-	-	
7日1示政化		が数値でない場合 価方法	対象地区に居住する方に、在宅での介護サービスを提供する必要が生じた際に、事業所に対して補助金を交付する。							

3 補助金等の実績(Do)

	サップマルス(ロロ/											
年度			令和	4	年度	令和	5	年度	令和	6	年度	Ę
交付件	交付件数				0 件			0 件				
決算額	決算額(予算額)				0 円			0 円		300	,000	円
財源内訳	特定財源(国・県等	支出金)			0 円			0 円			0	円
別派內部	一般財源				0 円			0 円		300	,000	円
	目標値 (単位)			-			-					
	実績値	(単位)		-			-					
指標 指標				-			-					
11111	指標が非数値のは 達成度、または上 外に特筆すべきが あれば記入する	対象地区に 在宅での介 利用はなが	き護サ	ービスの	対象地区に 在宅での介 利用はなが	き護サ	ービスの	対象地区に 宅での介護 る必要が生に対して補助	サービ ンた際I	スを提 に、事業	供す 美所	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	_		現在、馬坂・広川原地区の住民は、通所型の介護サービスを 利用しているが、今後、訪問型の介護サービスを希望する住				
古丁 四 们則	有効性	_	課題等	民が現れる可能性もあることから、行政目的達成の手段として 妥当性がある。				

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・馬坂・広川原地区に居住している方のセーフティネットであり、行政目的を達成するための施策の一つとして、当面の間、現行どおり継続する。 ・必要に応じてニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

番号	項目	確認欄
1	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	×
2	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	0
3	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	0
4	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	0
5	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	0
6	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額 の2分の1未満となっているか。	1
7	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	_
8	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以 下となっているか。	_
9	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を 限度額としているか。	_
10	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	0
11)	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、 事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれて いないか。	0
12	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	0

※確認欄 〇:適合、×:不適合、-:該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

馬坂・広川原地区という一部の地区だけの助成事業であるが、群馬県境の集落で公共交通がなく、市のサービスの恩恵を全て受けられているとは言えないため、10/10を補助することは政策的に意義があると考えるが、必要に応じて効果検証や見直しを行う。

1 基本情報

補助金等名	名称	(介護保険特別会計)はいかい高齢者家族支援サービス事業補助金								
事務事業名	名称	家族	介護支援事	 業	事務事業コード	4222-4				
所 管	1. J.	福祉	部	高齢者福祉	課	高齢者事業	係			

2 補助金等の概要(Plan)

<u>2 補助金</u>	<u> 寺 (</u>	ク【概要(Plan)								
区分		国県等連携補助	助金(上乗せなし)	種別		-				
根拠法令等	名称	佐久市はいかいる	高齢者家族支援サー	-ビス事業補助	加金交付要綱	法令種別	要	細		
始期		平成 17 年度	(経過年数 19 年)	終期設定	(有・無)	終期令	和 7	年度		
目的			徊行動がみられる高齢者を介護している家族等の負担軽減のため、位置情報サービスを利けるための関係費用の一部を助成する。							
制度概要(補対象経費、補率、上限額等	輔助	・対象者は、はいかい高齢者の親族等であり、①はいかい高齢者及び対象者が佐久市に住所を有する ②位置情報探査システム(GPS)をはいかい高齢者のために利用している ③はいかい高齢者が認知症と診断されている、はいかいネットワークを作成している、又はそれに相当する方であり、在宅で生活している ④はいかい高齢者及び対象者が市税等を滞納していない の①~④いずれの要件にも該当する必要がある。 ・補助金は2種類あり、①「位置情報探査システム(GPS)機器購入補助金」として、対象機器の購入に要する経費の2分の1以内の額とし、上限は25,000円 ②「位置情報探査システム(GPS)利用料補助金」として、対象機器の月額利用料のうち、基本料金に要する経費の2分の1以内の額とし、上限は2,000円/月、かつ利用を開始した日が属する月から12か月分を交付 ・基本は、補助率は国38.5%、県19.25%、市19.25%、第1号保険料23%								
交付対象者	í.	□ 特定団体(市が□ 不特定団体	事務局となっているもの		非定団体(市が事 ■人	務局となって	いないもの	か)		
団体		名称(個人は除く)	_							
指標設定	設定	の考え方	位置情報サービス新	規利用者数		目標値	10)人		
1日1宗改正		が数値でない場合 価方法			_					

3 補助金等の実績(Do)

年度	17 47 <u>7</u> 148 (D 0 /		令和	4	年度	令和	5 :	年度	令和	6	年度	Ę
交付件	交付件数				0 件			4 件				
決算額	決算額(予算額)				0 円		18,40	00 円		490	,000	円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)				0 円		14,1	68 円		377	,300	円
以加尔内司	一般財源			0 円		4,2	32 円		112	,700	田	
	目標値	(単位)			5 人			10 人			10	人
	実績値	(単位)			0 人			4 人				
指標	達成率			0.0 %		40	0.0 %					
	指標が非数値の場合の 達成度、または上記以 外に特筆すべき成果が あれば記入する			_			_			_		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	Δ	令和5年度から対象者及び補助内容を見直した結果(対象者拡充、 補助金額増額、補助対象項目増)、目標値は下回ったものの、認知
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	有効性	Δ	 症によるはいかい高齢者を介護している家族の負担軽減の一助に なったと考える。

<u>5 今後の方向性(Action)</u>

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・認知症高齢者は今後も増加する見込みであることから、行政目的を達成するためにも本補助金は必要と考えるため、より良い施策となるよう、制度見直しの効果も見極めながら継続する。 ・国県等連携補助金であるため、国県の制度改正や実績に合わせて見直しを行う。 ・広報やホームページのほか、地域包括支援センター等へも周知を図り、今後も制度の活用を促進していく。

佐久市	佐久市補助金等交付基準適合チェックシート										
番号	項目	確認欄									
1	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	0									
2	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	0									
3	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	0									
4	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	0									
5	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	0									
6	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額 の2分の1未満となっているか。	_									
7	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	0									
8	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	0									
9	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を 限度額としているか。	_									
10	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	0									
11)	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、 事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれて いないか。	0									
②	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	_									
※確認欄											
【不適合。	となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】										

1 基本情報

補助金等名称		(介護保険特別会	計)認知症カフ	ェ設立事業補	助金	
事務事業名称	家	尿族介護支援事業		事務事業コード	4222-4	
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課	高齢者支援	係

2 補助金等の概要(Plan)

<u> </u>	<u>. चु ∨</u>	ノ阢安し	riai	1/														
区分		国県	等連	携補」	功金(上乗	せな	iL)	Ŧ	重別					_			
根拠法令等	名称	認知	症	りフェ (オレン	ノジカ	フェ	:)設3	上事業	(補助:	全交	₹付	要綱		法令和	重別		要綱
始期		令和	2	年度	(経過	過年数	4	年)	終	朗設定	(有	·(無))	終期	令:	和	年度
目的															症に関 助を行			を目的と
制度概要(補対象経費、補率、上限額等	献助		忍知症カフェ設立に必要となる備品及び資器材の購入並びに印刷製本に要する費用。 0分の10以内、上限20万円。															
		□ 特別	定団化	本(市か	事務局	うとなっ	ってい	るもの))		持定	团体	本(市/	が事	務局とな	ってし	なし	(もの)
交付対象者	Í.	▽不特	寺定[団体						✓ 1	固人							
団体		名称(個	名称(個人は除く) 臼田健康活動サポートセンター、川西赤十字病院															
指標設定	設定	の考えた	ī		日常生活圏域において最低1か所の設立及び 運営 目標値 6か所													
1日1示政化	-	が数値で 価方法	ごない	場合														

3 補助金等の実績(Do)

年度	サリス領(ロロ)		令和	4	年度	F	令和	5	年月	⊭	令和	6	年月	
一			ተ ተ	4	十ら	Ž.	ተን ተሀ	J	十万	文	丁作	U	十 /5	Ż.
交付件数	交付件数				1	件			2	件				
決算額(決算額(予算額)			200	,000	円		400	,000	田		600	,000	円
財源内訳 特定財源(国・県等支出金)				154	,000	円		308	,000	円		462	,000	円
別がいいい	一般財源	Ē.		46	,000	円		92	,000	円		138	,000	円
	目標値	(単位)			6	か所			6	か所			8	か所
	実績値	(単位)			3	か所			5	か所				
指標 指標					50.0	%			83.3	%				
	指標が非数値の場合の 達成度、または上記以 外に特筆すべき成果が あれば記入する													

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	0	左記の理由、	まだ目標値には及ばないが、毎年度新たな「認知症カフェ」が 立ち上がっている。認知症の進行予防、家族の介護負担の軽
百丁 四	有効性	0		減及び地域住民の認知症に関する啓発など、認知症カフェに 期待される効果は大きく、事業の必要性、有効性がある。

今後0	の方向性	現行どおり
今後の	取組方針	・介護保険事業計画を達成するための施策の一つとして有効であり、現行通り継続する。 ・国県等連携補助金であり、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせ見直し を行う。

番号	項目	確認欄
1	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	0
2	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	0
3	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	0
4	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	0
(5)	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	_
6	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額 の2分の1未満となっているか。	1
7	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	0
8	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	-
9	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を 限度額としているか。	-
10	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	0
11)	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、 事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
12	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	0
※確認机	- 闌 ○:適合、×:不適合、-:該当なし	
【不適合	となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】	

1 基本情報

補助金等名称	(:	介護保険特別	引会計)通所型サー	ービス事業補	助金	
事務事業名称	介護予防•5	೬活支援サ−	事務事業コード	4222-6		
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課	高齢者支援	係

2 補助金等の概要(Plan)

	<u>. 77 v</u>	71% <u>5</u>	姚安(Fian)															
区分		国県	等連	携補」	助金(上	乗t	tなし	(種	刨					-			
根拠法令等	名称	1	左久	市生活	ち支援さ	-	ごス	等支	援補	助金交	付	要約	岡		法令種	卽		要綱
始期		令和	元	年度	(経過5	E数	5	年)	終其	設定	(有	·))	終期	令和	和	年度
目的					り防止や 介護予											易を摂	供し、	、体操等
制度概要(補対象経費、補本、上限額等	甫助	1 立上げ補助(初年度のみ、事業の立上げに必要な備品購入費):1か所上限100,000円 2 運営補助(飲食代を除く運営に必要な経費):(1)運営費 ①参加要支援者3~10人 補助金額 5,000円/回 ②11 ~20人 補助金額 7,000円/回 ③21人以上 9,000円/回 (2)送迎加算2,000円/回、(1)(2)ともに月5回分まで対																
		□ 特2	定団信	本(市か	事務局と	なって	ている	るもの))	<u></u>	寺定	团体	な(市が	事	8局とな	ってい	ないも	. の)
交付対象者	Í.	✓ 不	特定	団体						✓ (人固							
団体		名称(個人は除く) 出て鯉サポーター、ゆうげん健康リーダークラブ																
指標設定	設定の考え方				日常生活圏域において、年1~2か所の立ち上げを行い、各会場で月1回以上年間を通して実施する。 目標値 132回										32回			
1日1示政化		が数値で 価方法	でない	場合	_					_					_			

3 補助金等の実績(Do)

年度	() () () () () () () () () () () () () (令和	4	年度	.	令和	5	年度	Į	令和	6	年度	F		
交付件数	交付件数				5	件			6	件						
決算額(決算額(予算額)				628,000 円			1,077,000 円				1,400,000 円				
砂油内部	特定財源(国·県等支出金) 財源内訳			320,280 円				549	,270	円		714	,000	田		
以下以外	一般財源	Į.	307,720 円				527,730 円				686,000					
	目標値	(単位)			120	回			132	□			168	回		
	実績値	(単位)			86	回			139	□						
指標 指標	達成率			-	71.7	%		1	05.3	%						
11112	指標が非数値のは 達成度、または上外に特筆すべきの あれば記入する									立上げ補	助 3:	か所				

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	0	左記の理由、	大雪時に参加者の安全を考慮し中止にしたこともあったが、新 型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことからほぼ計画 していたとおり事業開催ができた。補助金交付により介護予防
百丁 四	有効性	0	課題等	事業を行う会場が増えており、また、参加者から「楽しい」とい う感想をいただく運営もできているため、必要かつ有効であ る。

今後の方向性	現行どおり
	・住民主体の活動運営を支援することは、地域包括ケアシステム構築に向けた行政目標を達成するための施策の一つである。 ・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせ見直しを行う。

番号	項目	確認欄
1	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	0
2	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	0
3	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	0
4	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	0
(5)	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	_
6	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額 の2分の1未満となっているか。	1
7	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	0
8	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	-
9	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を 限度額としているか。	-
10	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	0
11)	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、 事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
12	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	0
※確認机	- 闌 ○:適合、×:不適合、-:該当なし	
【不適合	となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】	

1 基本情報

	補助金等名称	(1	介護保険特別	ービス事業補	助金		
Ī	事務事業名称	介護予防・生	E活支援サー	事務事業コード	4222-6		
Ī	所 管	福祉	部	高齢者福祉	課	高齢者支援	係

2 補助金等の概要(Plan)

4 開助並	<u>: नु∨</u>	ノ似女	t安(Plan)													
区分		国県	等連	携補	助金(上乗	せなし)		種別					-			
根拠法令等	名称	1	佐久	市生活	舌支援サー	-ビス等	支援	補助金交	付	要糾	岡		法令種	別	要終	涮
始期		令和	元	年度	(経過年数	女 5 年	(2) (2)	期設定	(有	·(無)		終期	令和		年度
目的					: おいて要う)運営に対				生	活を	送るこ	25	を目的に	二、住	民主体の	の移
制度概要(補対象経費、補率、上限額等	甫助	利用者	ナービス利用者の半数以上が居宅での要支援者等である場合は、その経費全体を対象とし、半数未満の場合は、総 利用者に対する居宅での要支援者等の人数の割合に応じて補助額を算出。上限年間240,000円。補助対象は、サービス利用調整に係る人件費、消耗品費、使用料、賃借料、通信運搬費、保険料等。													
		□ 特	□ 特定団体(市が事務局となっているもの) □ 特定団体(市が事務局となっていないもの)													
交付対象者	Í.	小不	☑ 不特定団体													
団体		名称(固人	は除く)	出て鯉サ	ポーター	_									
指標設定	設定	この考え方			日常生活圏 対象者の介 する。								目標信	直	168	回
7日1示政化		が数値 [*] 価方法	でない	場合												

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和	4	年度	Ę	令和	5	年度	Ę	令和	6	年度	Ŧ
交付件数	交付件数				1	件			1	件				
決算額(決算額(予算額)			154	,000	円		204	,000	円		480	,000	円
財源内訳	特定財源(国・県等	支出金)		78	,540	円		104	,040	円		244	,800	円
別が内部	一般財源		75	,460	円		99	,960	円		235	,200	円	
	目標値	(単位)			120	□			132	□			168	回
	実績値	(単位)			77	回			128	回				
指標 指標	達成率			64.1	%			96.9	%					
	指標が非数値のり 達成度、または上 外に特筆すべきの あれば記入する					大雪のたの	め中.	止4回						

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	0		大雪時に参加者の安全を考慮し中止したため目標値をやや 下回ったが、介護予防教室等への移動手段の確保は、対象
日本 四	有効性	0	課題等	が要支援者であるため必要かつ有効である。

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・地域住民同士の見守りや支え合いといった互助による活動は、介護予防に繋がる。・住民主体型の訪問型サービスDの運営支援は、上記地域ケアシステムの構築に向けた 行政施策のひとつであり、現行通り継続する。・国県等連携補助金であり、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせ見直しを行う。

番号	項目	確認欄
1	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	0
2	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	0
3	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	0
4	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	0
(5)	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	_
6	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額 の2分の1未満となっているか。	1
7	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	0
8	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	-
9	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を 限度額としているか。	-
10	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	0
11)	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、 事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
12	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	0
※確認机	- 闌 ○:適合、×:不適合、-:該当なし	
【不適合	となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】	

1 基本情報

補助金等名称		小丸	補助金			
事務事業名称	老人福祉	施設管理運	事務事業コード	4222-16		
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課	高齢者事業	係

2 補助金等の概要(Plan)

乙 開助立	寺の恢安(Plan)										
区分		国県等連携補助	助金(上乗せなし)	種別		_					
根拠法令等	名称	佐久市小	ヽ規模ケア施設整備	補助金交付	要綱	法令種	別	要綱			
始期		平成 17 年度	(経過年数 19 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和	1 年度			
目的	高齢者に対し、住み慣れた地域において、家庭的雰囲気のもとできめ細かな介護サービスを担め 的 供する小規模ケア施設の整備等を行おうとする団体等に対し、補助金の交付を行うことにより 高齢者の施設介護の充実を図る。										
制度概要(補助 対象経費、補助 率、上限額等) 通所介護事業所等施設整備事業(10/10以内、上限750万円) 近所介護事業所等耐震化事業(10/10以内、上限150万円) 火災通報装置設置事業(10/10以内、上限20万円または40万 ※すべて、県1/2、市1/2)						
		□ 特定団体(市が事務局となっているもの) □ 特定団体(市が事務局となっていないもの)									
交付対象者	Í.	☑ 不特定団体									
団体		名称(個人は除く)	社会福祉法人等								
指標設定	設定	の考え方		目標値	1						
7日1示政化		が数値でない場合 価方法	補助対象事業があった場合に、当該年度において補助金を交付する。								

3 補助金等の実績(Do)

	サリ大順(DU)											
年度			令和	4	年度	令和	5	年度	令和	6	年度	Ŧ
交付件	数				0 件			0 件				
決算額	(予算額)				0 円			0 円			0	円
財源内訳	特定財源(国・県等	支出金)			0 円			0 円			0	円
以加尔内司	一般財源			0 円			0 円			0	円	
	目標値	(単位)	-	_		-	-					
	実績値	(単位)	-	_		-	-					
指標	達成率	達成率			%	-	-	%				
	指標が非数値のり達成度、または上外に特筆すべきのあれば記入する	補助対象なかった。	となる	る事業が	補助対象のなかった。	となる	る事業が	補助対象 場合に、当 いて補助	該年	度に	お	

4 補助金等の評価(Check)

1111	必要性	0	左記の理由、	・平成23年度から実績はないが、佐久市老人福祉計画に基づき、小規模ケア施設整備を推進する必要がある。
評価欄	有効性	_	課題等	・小規模ケア施設の整備により、高齢者の施設介護の充実に寄与することから、一定の効果があると考えられる。

今後の方向性	現行どおり
ラ伎の収組力針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて、見直しを行う。

番号	項目	確認欄
1	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	0
2	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	0
3	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	0
4	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	0
(5)	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	_
6	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額 の2分の1未満となっているか。	1
7	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	0
8	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	-
9	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を 限度額としているか。	-
10	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	0
11)	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、 事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
12	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	0
※確認机	- 闌 ○:適合、×:不適合、-:該当なし	
【不適合	となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】	

1 基本情報

補助金等名称	社会福祉施設整備事業補助金										
事務事業名称	老人福祉	老人福祉施設管理運営事業 事務事業コード 4222-16									
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課	介護保険事業	係					

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金(加	事業	費等費補助金)						
根拠法令等	名称	佐久市社会	È福祉施設等整備 事	掌業補助金交	付要綱	法令種	別	要綱		
始期		平成 17 年度	(経過年数 19 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和	和 年度		
目的			間事業者による老人福祉施設整備に対して補助を行うことにより、介護度の高い高齢者の 設介護の充実を図る。							
制度概要(補対象経費、補率、上限額等	前助	定する第2種社会福祉	t会福祉法第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業に基づく施設の整備事業、及び社会福祉法第2条第3項に規 Eする第2種社会福祉事業に基づく施設のうち老人デイサービスセンター、老人介護支援センターの整備事業の経費 D額から国及び県の補助金、寄付金その他の収入の額を差し引いた額の2分の1以内の額(補助金限度額5,000万 F))							
		特定団体(市が	事務局となっているもの	D)	持定団体(市が事	務局となっ	てい	ないもの)		
交付対象者	Ž,	☑ 不特定団体								
団体		名称(個人は除く)	社会福祉法人山栄会							
指標設定		の考え方	第9期介護保険事業 末)までの介護保険	計画終了時(令和8年度 施設の床数			直	1,423床		
1111示政化	指標	が数値でない場合 価方法								

3 補助金等の実績(Do)

	守い天根(DO)												
年度		令和	4 年度	Ę	令和	5	年度		令和	6	年度	Ę	
交付件	交付件数			0	件			0 1	牛				
決算額	決算額(予算額)			0	田			0 1	퓌			0	円
特定財源(国・県等支出金)			0	円			0 1	퓌			0	円	
財源内訳	一般財源	Į.		0	円			0 1	円			0	円
	目標値 (単位)			60	床			18 J	末			80	床
	実績値	(単位)		60	床			18 J	末				
指標 指標			100.0)	%	100	0.0	Ç	%				
11111	指標が非数値の場合の 達成度、または上記以 外に特筆すべき成果が あれば記入する												

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	0	大記の理由	・介護度の高い高齢者の施設に対するニーズに応えるための 補助金であり、行政目的を達成するための手段として妥当性 がある。
古丁 四 作料	有効性	0	課題等	・高齢者の福祉の充実に寄与するものであるため、一定の効果が認められる。

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・市の介護保険事業計画を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められる ため、当面の間、現行どおり継続する。

在入巾1	開助金寺文内基準適合アエックシート	
番号	項目	確認欄
1	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	0
2	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	0
3	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	0
4	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	0
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	_
6	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助 額の2分の1未満となっているか。	_
7	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	_
8	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1 以下となっているか。	0
9	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を 限度額としているか。	_
10	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	0
11)	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	0
12)	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	0
※確認机	り ○:適合、 × : 不適合、 - : 該当なし	
【不適合	となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】	

1 基本情報

補助金	等名称	地域医療介護総合確保基金事業補助金									
事務事	業名称	老人福祉施設管理運営事業 事務事業コード 4222-16									
所	管	福祉	福祉部		課	介護保険事業	係				

2 補助金等の概要(Plan)

<u> </u>											
区分		国県等連携補助	国県等連携補助金(上乗せなし) 種別 -								
根拠法令等	名称	佐久市地域医療介護	総合確保基金事業(介護	養施設等整備分)	補助金交付要綱	法令種	別	要綱			
始期		平成 17 年度	(経過年数 19 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和	口 年度			
目的		民間事業者による老人福祉施設整備に対して補助を行うことにより、介護度の高い高齢者の 施設介護の充実を図る。									
制度概要(補対象経費、補率、上限額等	亅	地域医療介護総合確保基金事業における介護保険施設の整備等に係る経費。なお、詳細に ついては、要綱別表のとおり。(県10/10)									
		□ 特定団体(市が	□ 特定団体(市が事務局となっているもの) □ 特定団体(市が事務局となっていないもの)								
交付対象者	Ž,	☑ 不特定団体									
団体		名称(個人は除く)	社会福祉法人山栄会、社会福祉法人敬老園、株式会社エフビー介護サービス、社会福祉法人佐久平福祉会、株式会社ビジュアルビジョン								
指標設定	設定	の考え方	第9期介護保険事業 末)までの介護保険		計画終了時(令和8年度 施設の床数			1,423床			
7日1示政化		が数値でない場合 価方法									

3 補助金等の実績(Do)

○ 冊別亚	守い天根(DO)											
年度			令和	4 年度	玉	令和	5 年月	复	令和	6	年度	Ę
交付件	交付件数			0	件		2	件				
決算額(予算額)				0	円	52,2	202,000	円			0	円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)			0	円	52,2	202,000	円			0	円
以下以外	一般財源			0	円		0	円			0	円
	目標値 (単位)			60	床		18	床			80	床
	実績値	(単位)		60	床		18	床				
指標				100.0	%		100.0	%				
11112	指標が非数値の場合の 達成度、または上記以 外に特筆すべき成果が あれば記入する											

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	左記の理由、	±∍⋒⊞曲	・介護度の高い高齢者の施設に対するニーズに応えるための 補助金であり、行政目的を達成するための手段として妥当性 がある。
百丁 四 1 宋	有効性	0	課題等	・高齢者の福祉の充実に寄与するものであるため、一定の効果が認められる。

今後の方向性	現行どおり
	・市の介護保険事業計画を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。なお、本補助金は、国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて見直しを行うこととする。

ווועאן	開助 立寺父内 基年 週 盲 アエックンート	
番号	項目	確認欄
1	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	0
2	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	0
3	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	0
4	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	0
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	_
6	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助 額の2分の1未満となっているか。	_
7	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	0
8	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1 以下となっているか。	_
9	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を 限度額としているか。	_
10	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	0
11)	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	_
12)	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	0
※確認机	闌 ○:適合、×:不適合、-:該当なし	
【不適合	となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】	

1 基本情報

補助金等名称	カ金等名称 地域介護・福祉空間整備事業等補助金									
事務事業名称	老人福祉	事務事業コード	4222-16							
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課	高齢者事業	係				

2 補助金等の概要(Plan)

と 間切並守の概要(Figit)											
区分		国県等連携	통補且	力金(上乗せなし)	種別		_				
根拠法令等	名称	佐久市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付要綱 法令種別 要							要綱		
始期	始期 平成 19 年月		₽度	(経過年数 17 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和	ロ 年度		
はいます。								によ	り、高齢者の		
制度概要(補対象経費、補率、上限額等	甫助	補助対象事業の事業ごとの補助率、対象経費等は、要綱の別表のとおり。(国・県10/10~1/2)									
			□ 特定団体(市が事務局となっているもの) □ 特定団体(市が事務局となっていないもの)								
交付対象者	į,	✓ 不特定団(体		□ 個人						
団体		名称(個人は	除く)	社会福祉法人等							
指標設定	設定の考え方			- 目標値 -							
1日1示政化		票が数値でない場合 平価方法		補助対象事業があった場合に、当該年度において補助金を交付する。							

3 補助金等の実績(Do)

<u> </u>	サリストが入りして										
年度	令和	4	年度	令和	5	年度	令和	6	年度		
交付件数	数				0 件			0 件			
決算額((予算額)				0 円			0 円			0 円
財源内訳	特定財源(国・県等			0 円			0 円			0 円	
以水内叭	一般財源			0 円			0 円			0 円	
	目標値	(単位)		-			-				
	実績値	(単位)		-			-				
指標 指標	達成率		-		_						
	指標が非数値の場合の 達成度、または上記以 外に特筆すべき成果が あれば記入する		補助対象となる事業がなかった。		補助対象となる事業がなかった。			補助対象 場合に、当 いて補助:	該年	度にお	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	0	課題等	・平成26年度から実績はないが、佐久市老人福祉計画に基づき、小規模ケア施設整備を推進する必要がある。
百丁 四 竹東	有効性	-		・小規模ケア施設の整備により、高齢者の施設介護の充実に 寄与することから、一定の効果があると考えられる。

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて、見直しを行う。

番号	項目	確認欄
1	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	0
2	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	0
3	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	0
4	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	0
(5)	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	_
6	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額 の2分の1未満となっているか。	1
7	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	0
8	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	-
9	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を 限度額としているか。	-
10	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	0
11)	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、 事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
12	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	0
※確認机	・ 闌 〇:適合、 × : 不適合、 - : 該当なし	
【不適合	となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】	